⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の付与数値の合計により下記の区分に基づいて各等級に格付けをする。

契約の種類	数値	等級
測量・建設コンサルタント等	145以上	：A
	85以上	145未満：B
	30以上	85未満：C
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	1,250以上	：A
	1,100以上	1,250未満：B
	850以上	1,100未満：C
	750以上	850未満：D
		750未満：E
総合建設工事以外の工事	900以上	：A
	700以上	900未満：B
		700未満：C

⑶　資格を有する者が競争に参加することができる場合は、原則として下記の区分に従い資格の等級に対応する予定価格を契約とする。

契約の種類	等級	予定価格
測量・建設コンサルタント等	A：	1,000万円以上
	B：	350万円以上1,000万円未満
	C：	350万円未満
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	A：	45,000万円以上
	B：	22,000万円以上45,000万円未満
	C：	7,000万円以上22,000万円未満
	D：	1,500万円以上7,000万円未満
	E：	1,500万円未満
総合建設工事以外の工事	A：	1,500万円以上
	B：	500万円以上1,500万円未満
	C：	500万円未満

9　申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果はメールによりＰＤＦにて通知する。

10　競争参加資格の有効期間

資格を付与された日から令和９年３月31日までとする。なお、定期申請の受付期間に受理したものについて資格を付与される日は、原則令和７年４月１日とする。

11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

外務省ホームページ

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/shikaku.html）

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度に厚生労働省が実施する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第４項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項及び第４項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和６年11月１日

厚生労働省大臣官房会計課長　尾崎　守正

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　業種区分

⑴　建設工事　工事種別は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント業務

③　土木関係建設コンサルタント業務

④　地質調査業務

⑤　補償関係コンサルタント業務

2　申請の時期及び場所

⑴　定期申請　定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）とする。

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、インターネットの使用により、その本社（店）所在地にかかわらず、国土交通省が開設する次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）

https://www.pqr.mlit.go.jp/

（測量・建設コンサルタント等業務）

https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、申請者（申請者が共同企業体又は設計共同体若しくは官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合で、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が官公需適格組合として証明した組合（以下「組合」という。）若しくは建設業法第27条の23第３項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年国土交通省告示第85号）附則第四又は第六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団（以下「企業集団」という。）である場合においては、その代表者。以下同じ。）が郵送又は持参により申請を行う場合、申請者は、本社（店）所在地（日本国内に本社（店）がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の都道府県に対応するブロック内の申請受付機関（厚生労働省ホームページに掲載する受付機関。以下同じ。）のいずれか１箇所に対して、申請すること（郵送の場合は書留郵便とし、申請期間内必着とする。）。

（北海道ブロック）

北海道

（東北ブロック）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

（関東甲信越ブロック）

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

（東海北陸ブロック）

富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

（近畿ブロック）

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（中国ブロック）

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

（四国ブロック）

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（九州沖縄ブロック）

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　随時申請　随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和７年１月16日から令和９年２月１日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日を除く。）、申請受付機関において郵送又は持参により申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、申請受付機関で交付するほか、厚生労働省ホームページにおいて提供する。

⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。

①　建設工事の場合

ア　営業所一覧表

イ　総合評定値通知書の写し（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期申請は令和５年６月16日以降のもの。上記２⑵の随時申請は、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。また、建設業法第27条の23第３項の規定による経営事項審査の項目及び基準第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出する。以下同じ。）

なお、能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和７年３月31日までの間において、「令和５年６月16日以降」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

エ　共同企業体等調書（共同企業体又は組合として申請する場合）